

○10番（藤田 興一君） 私からは大きく分けて2点の質問をさせていただきます。

1つ目はRDF委託料増額についてですが、先ほど同僚議員が質問いたしましたことと重複いたしますが、私はさらにお金のこと、数値のことで詳しく質問をさせていただきたいというふうに思っております。

通告書にございますように、去る25日のRDF運営協議会にて処理委託料が大幅に増額したことについて、以下の質問をさせていただきます。

まず1つ目でございますが、3年ごとの見直しということが自治会で決められております。その平成26年度から平成28年度の当初委託料の変更はあったのかということが1点。

2つ目には、平成29年以降の4年間で延期されたわけでございますが、その平成29年以降の処理委託料が大幅に増額することに対する収支均衡単価はどうなるのかという点でございます。

3つ目には、協議会や委員会におきまして、県のほうでございますね、こういうことが書かれてございます。県が事業主体となり責任を持って運営し、県と市町で半分ずつを負担し、4年間継続をするという決議事項がありますが、やはり2分の1というのがちょっと問題じゃないかということに関して、この内容を改定すべきではないかということが3点目でございます。

4点目には、処理委託料の増額に水谷町長は合意したとございますが、その理由を説明願いたい。

5つ目には、事業の前倒しの提案が某市から出ておりますが、平成33年度からの次期焼却施設計画との関連に対して、この発言は影響ないかということでございます。

6つ目には、平成29年度以降の構成市町別の負担金明細は表示されているのか。

この6点について、関係部署への答弁をお願いします。

○議長（山本 陽一郎君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） RDF委託料についてのご質問にお答えをさせていただきます。

私からは先ほどの6つのうち、3番目と4番目と5番目の質問に答えさせていただきます。あとは生活福祉部長が答弁をさせていただきます。

この件に関しましては先ほど鷺田議員にもご答弁させていただきましたので、重複があらうかと思えますけども、お許しをいただきたいと思います。

去る8月25日、三重県RDF運営協議会総会におきまして、今ご案内のとおり平成29年から平成32年までの4年間の県内の各RDF製造団体が企業庁に支払うRDF処理委託料は1トン当たり税抜き1万4,145円とするという決議をさせていただきました。

この委託料につきましては、県当局と関係市町の代表で構成するRDF運営協議会理事会で十分時間をかけて協議決定されたものでございまして、桑名広域の一端を担う東員町といたしましても、応分の負担はいた仕方ないものかなと考え、私もその協議会の場で了承をさせていただいた次第でございます。

ただ、このRDF焼却発電施設につきましては、先ほど鷺田議員にも言いましたが、事業導入後に前提条件が違って来たということ、さらには政策誘導した県が、関係市町が十分納得していない状況で事業の打ち切りを発表したことなど、この事業を主導してきた県の責任は大変大きいものと考えております。

したがって、運営協議会の場でも私ども申し述べましたが、県当局の責任を明確にすることを条件に、4年間の経費負担について了承したものでございまして、今後、県の責任につきましては、その責任の取り方も含めて、みんなが納得できる着地点というものを目指して追求してまいりたいと考えております。

次に、事業の終了前倒しの提案についてでございますけれども、8月の運営協議会総会において、具体的には伊賀市から、平成29年度以降、関係する全ての構成団体にメリットがある方法、こういうものが出来れば早期の事業終了を検討してはどうかという提案をいただきました。

現在、本町が加入しております桑名広域清掃事業組合では、平成33年度以降の可燃ごみ処理を行うための新たな施設の建設に向けて、準備を進めているところでございますが、新施設の完成は現在のところ平成32年度と予定をいたしております。

伊賀市提案の早期のRDF事業終了となれば、新施設完成までの間のごみ処理を、恐らく民間事業者へ委託するものと、そういう方法かなと思われそうですが、現実的にはごみの運搬コストや従来の施設の改修費用など、各製造団体それぞれに課題も多いものと考えております。

現在、各RDF製造団体において、仮にRDF事業終了の前倒しを行った際、課題となる事項の整理を行っております。この提案を受けて今整理を行っております。そしてこれは本年11月ごろを目途に、この11月というのは県の予算編成時期でございまして、その時期を目途に運営協議会会長へ検討結果を報告し、方向を見定めるということになっております。

以上でございまして、残余につきましては生活福祉部長よりご答弁申し上げます。
○議長（山本 陽一郎君） 松下生活福祉部長。
○生活福祉部長（松下 文丈君） RDF委託料のご質問にお答えさせていただきます。

私からはRDF処理委託料の見直しに関する経緯と収支均衡単価に関する件、処理委託料の値上げに伴う桑名広域清掃事業組合負担金への影響について、お答えさせていただきます。

初めに3年ごとの処理委託料見直しにつきまして、これまでの経緯を簡単に申し上げますと、平成20年11月に開催のRDF運営協議会総会におきまして、平成19年度までの収支不足額については県が負担し、平成20年から平成28年までの不足額につきましては、県と市町が折半することといたしました。

また、その後の経済環境・運転状況を勘案しながら、3年ごとの見直しを行うことと決議されてございます。

この決議に従いまして、平成23年度に再度、処理委託料の見直しを行ってまいりました。そして、さらに3年後の平成26年度にも、その見直しを行う予定としておりましたが、しかし、その後に発効した再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の運用により収支見込み額が改善したことによりまして、予定を1年前倒しした平成25年度に見直しを行い、現状に至ってございます。

平成29年度以降の処理委託料の値上げによる収支均衡単価につきましては、平成29年度から事業最終年度となる平成32年度までの4年間の処理委託料を算定するため、今回、収支見直しを行ったところでございます。

RDF処理委託料の値上げに伴う負担金への影響でございますが、こちら先ほど驚田議員にご答弁させていただきましましたとおり、あくまで概算ではございますが、平成26年度の桑名広域清掃事業組合決算額を元に試算いたしますと、東員町が現在負担しております管理費負担金が年間2,600万円程度増額となる見込みでございます。

ごみ処理経費の増加に伴い、より一層のごみ減量が必要となりますことから、行政といたしましては、今後も町民の皆さまに取り組みやすいごみ減量方法の周知に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） なる説明、ありがとうございます。

今、3年ごとの改定を言われましたが、議員並びに行政のほうに、私のほうから改定の変遷といいますか、それを生活福祉部長が言った内容をグラフ化したものが2枚添えてございます。（藤田議員 資料を示す）グラフのほうを見ていただいたら、今、生活福祉部長が答弁した、こういうふうにお金が変わったんだなということで、大体3年ごとの改定が行われているわけです。赤、ブルー、緑というふうにございます。そして今回8月25日に決まりました、平成29年以降、1トン当たり1万4,145円がこういうふうな形で上がってきますよということをグラフ化すれば、すごいなということがおわかりいただけると思います。

実は私今回、RDFのことを説明したきっかけは、もう皆さんご存じとは思いますが、これは前北川知事の負の遺産と言われている施設で、オープンまもなく平成15年8月に爆発事故を起こしたというのが、皆さんまだまだご認識あると思います。非常に痛ましい事故でございました。

ちょうど私もその当時、自治会長をやっておりました、爆発する2～3日前からずっと現場に張り込んでおりましたが、爆発する予知というのは感じておりました。とにかく水をバンバン打ってるんですけども、水ばかりが下に汚水のごとく流れて、3日間、私ずっと夜おりましたけども、その当時の事務局長と、これはえらいいやな予感がするなと言った途端に爆発をしました。ちょうどその当時、私ども城山のお祭りをごさしまして、祭りと重なってそのにおいがひどく、病人も出るということで、城山の集会所にお医者さんを丸一日常駐させていただいて、対応を図ったという苦い経験も持っております。

そうこうしているうちにも、やはりまだまだ負の遺産として、これだけ金額的に町民をいじめているということに関して納得できないから、私は今回こういうものを皆さん方に説明をしがてら内容を知っていただきたいと思う心構えで、今回質問をさせていただいたことを最初に申し上げておきたいと思えます。

それで①からずっと順を追ってありますが、まず①と②に関してでございますが、これは3年ごとの見直しが行われているということで、今、皆さんのお手元に配っております資料がそのとおりでございます。（藤田議員 資料を示す）

年度としましては、一番最初に平成20年11月ですね、こういう状況であった。ここで一番考えていただかなくてはならないのは、平成25年のグラフですね、ブルーですか、11月29日に、この金額が決まったときにはこういうことになっているわけです。

これは平成25年11月29日に協議会で積算された中でございますが、最初のトン当たりを3,000円を引き下げたわけですね。9年以降、前は。ところが3,000円下げるとは余りにも下げ過ぎだということで、安全圏も見て1,000円、要するに2,000円だけ下げたという数値が、平成25年11月29日に発表されております。ということは平成25年11月29日には、これ以上上がっても1,000円の予備がありますよという形で、この金額をやっているわけです。実際、お手元の⑤にございます平成25年11月29日の決議においては、例えば平成25年6,500円、平成26年7,000円と、るる書いてございますが、実際はこれより1,000円を引いた金額が、当初のトン当たりの単価だと。

そこで、この時点においては、平成25年11月においては1,000円を上乗せして安全なお金も上乗せしているわけなんですね。それが平成25年、そして今この段階で、短期の間にこれだけ上がるというのは非常に解せない。ということはどんな管理をしているのだろうというふうを感じるわけです。余りにも唐突な値上がり非常に不快感を感じる次第でございますが、先ほども言いましたように、我々これだけ大きな被害を受けた住民に対して、まだまだこれでもかというトン当たりの値上げに関しては、非常に理不尽を感じるわけでございます。

それで質問にございました①と②に関しては、状況としてはこういう形で上がりましたよということをもとに認識していただきたいということで、お願いしたいと思っております。

要するにまとめて言いますと、平成25年11月には1,000円上乗せしたトン当たりの単価が示されたにもかかわらず、2年後の平成27年8月25日に、トン当たり1万4,145円というとんでもない数値が上がったということでございます。平成28年と平成29年度の差額が5,689円上がるわけです。63%というアップ率なんですね。信じられない。それが先ほど生活福祉部長が言ったように、東員町においては2,600万円の年間の負担がかかるという、1人当たり2,900円と今いただきましたが、非常に大きな金額なんです。ということで、お金の変化がこういうふうに来たということをもとに認識していただきたいというふうに思っております。

それから③でございますが、協議会や委員会において県が事業主体となり責任を負うまで書いてありますが、実はこの平成25年11月19日の「ごみ処理あり方調査検討会」が出しました報告書を見ますと、この文書の一環にこういうことが書いてございます。最終的に平成23年4月、RDF運営協議会総会において、RDF焼却発電事業は平成32年度末まで県が事業主体となり責任を持って運営することとなる。そして4年間の継続による維持管理費増額分及び改修費、外部処理費の費用は、県と市町で半分ずつ負担することが確認されたと。ここを私は町長に頑張っていたいただきたい。3つ目に書いてあるのは、これを改定しないとだめ。ということは半分じゃだめですよと、3分の1を県が持ちなさいというようなことを、僕はこれを変えてほしいというふうに通告書で書いたわけですが、これに関して町長、どういうふうにお考えですか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 廃棄物対策課の局長に、私、以前に申し上げたのは、平成29年、30年、31年、32年か、延長する4年間については増額分については県が当然責任を持って増える分を払えというような話もさせていただきました。そういう経緯はございます。

ただですね、県としましては、事業はきちっと分担をお互いに払ってほしいと。ただ、これは確約ではないのでここで申し上げていいのかわかりませんが、今度新しい事業に移行しますよね、平成32年以降、そこについての、ぶっちゃけた話、お金ですから、今ここまで来て責任のとり方というのは、僕はお金かなと思っているんですが、事業に対して県が何か考えるということを行っているということで、どちらがどうかということも県の考え方もあるので、とりあえず負担割合につきましては、私ども運営協議会理事会に入ってません。我々の代表としては桑名市長が会長ですから、その中へ入っていただいて、各地域の代表で構成する理事会

で県と詰めた金額がこれだったということで、私どもが、これについてなかなか反対はしづらいというようなところがございまして、私は先ほども申し上げましたように、総会の場で県の責任をちゃんと明確にしてくれと。明確にしてくれというのは、県はいくら出すのということの裏返しだと私は認識しているのですが、それを条件に了承したということでございますので、今後この件については慎重に、そして厳しく詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 多分、今、町長が言われたのは、4番目に関連したことだと思うんですけどね、私は11月29日に出された報告書の中におきますと、あくまでも県が事業主体として責任を持つ、この文章なんですよ。これをいかに利用するかということなんです。

それとあわせて、私が議長をやったのは一昨年、平成25年度なんですけど、その時も県の企業庁まで行って要望書を出しているんですよ。平成29年度以降、いろんな意味で非常に単価がアップするだろうと。今は売電効果がありますけども、これはいつまでになるかわからない。いろいろな諸条件から下がる可能性はない、上がる可能性があるからということで、関連市町の議長で要望書を出したわけですよ。そういうものが生かされてない。

だから今、町長がおっしゃられましたように、確かに責任というのは非常に難しい面があると思います。ここまで強い言葉を書いているんですよ。だからこれを武器にしてやっていただきたいということでございます。

関連して4番にいきますけども、先ほども町長の答弁の中に、応分の負担はいた仕方ないということをおっしゃられました。だけど先ほども県当局の責任を明確にするとおっしゃられましたね。この責任を明確にするということは、県のほうに持ちなさいよと、もっと半分じゃなくして、さっき言ったようなものというようなニュアンスでの明確化を求めるのか、その辺の責任の明確というものは、どういう表現でどういう内容なのか、それをお答え願いたい。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 先ほどもちょっと言わせていただきましたが、一番最初は県に対しまして4年間は、当然上がるのは炉を改修せんならんとか、4年間継続するのに、そういうものがございます。それについては県が責任を持ってやるというのだから、県がそこは担うべきだろうということで、そこは県が負担するのが当然ではないかという話をさせていただきました。

何回かさせていただく中で、委託料につきましては応分の負担をちゃんとしていただきたいというようなことがございまして、責任につきましては次の新しい処理方法に移る時に県が考えますというようなことでもございましたので、お金に色はついてませんので、どちらでもいいんですが、我々の負担というのは大変大きくなる

ということで、県に強く今申し上げておりました、県がどういう責任をとるのか、ぶっちゃけた話、いくら出してくれるのかというようなことも含めて、これから県と詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 先ほど言いましたように、平成15年8月、約12年前に爆発が起きて、組織もほとんど変わっているんですね。そうしますと、これだけの大きな事故をやって金が上がっているという危機感というものが、県とかのほうの責任感が全く薄い。我々は先ほども言いましたように、事故の前から我々こういうことで痛めつけられて、そしてここまで、またやられるということに関しては、本当に怒っているわけです。だから前北川知事が残した負の遺産に関しては、非常に我々は憤りを感じておる。

それとちょっと苦言になると思いますが、町長が今回同意をしたとございます。それから町長は評議委員会に入ってなくて、代表が桑名市長なんですけども、結局8月25日に決まった1万4,145円というのは、これはもうのまざるを得ないのですか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 私としましては、のみたくない数字ではありますが。ですけど桑名広域、それからほかの代表者が入って県と詰めた数字ですので、ここまで話を詰めてきたものを私があくまでも反対するというわけには、なかなかいかなかったというところがございます。ただ、方法は違えども、そのほかのことで県の責任を明確にしてもらいたいということでございまして、私は議員と同じです。本来上がるべきものは県が負担するのは当然だというふうに思っていますが、今ここまで来てなかなか反対できなかったというところがございます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 確かに町長の立場になると、それはわからないこともない。ただ、僕は思うんですけど、ほかの市町が、よくもこんなに簡単に首をたてに振るなど。やはり事故を味わった経験がないからですよ。後から言いますけど、伊賀市なんか勝手なことを言ってますよね。

4番目に同意したとありますが、町長に怒られるかどうか知らないけど、平成25年に反対されているのは松阪市長と水谷町長の2人がいつも反対されているんですけど、よしあしは別として、平成25年の時の町長の反対の言葉もこういうことなんですね。「この指とまれ」にとまった我々も悪いがと。今回もこの指とまれ、これにとまった我々が悪い、この表現というのはちょっと軽くないですか。例えばさっき言ったように、前知事が残した負の遺産に乗った我々も悪いけれど、というような言葉で言えばいいんだけども、この指とまれなんて非常に軽いような言葉が、

お怒りか知りませんが、その辺の表現は、ちょっとこれからは変えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 表現については適切でなければ変えていきたいというふうには思いますけども、実際に県のやり方、集まってこいよと言って、おれたちが責任を持ってやるからということで、みんなが集まったわけですよ。それについて、一番のつけから前提条件が完全に変わってきたと。これは非常におかしな話だと思います。そこへもってきて半年の時点で大きな事故が起こった。正直こんなひどい話はないなというふうに思ってます。憤りというのは私も皆さんと一緒に、そして町民の皆さんとも僕は一緒に、同じ立場に立たせていただいています。

何とかこれ、歯がゆくて仕方がないのですが、しかし物事を進めていく中で、どこかへ落としどころを見つけないと、なかなか物事が進んでいかないということで、申しわけないのですが、このような状況になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 条件の許す限り頑張っていたきたい。町民の代表でございますから、周りの状況に押されることなく頑張っていたきたいということを強く要求しておきます。

5つ目でございますが、事業の前倒しということで、私はここで某市と書いてますが、町長の答弁の中に伊賀市長ということでございました。この伊賀市さんは、最初はRDFの団体から抜けるとか抜けないとか言って、非常にひっかき回している人なんですよ、この人は。だから毎年、我々1市2町のことなんか全く考えてなくて、2年間でも早くやっちゃおうという簡単なことを言っているのですね。自分ところは抜けるんだったら早く抜けたらいいのに、今回決まった脱退のお金なんかがかかるから、その辺を計算して抜けないかどうか知りませんが、非常に伊賀市長に関しての事業の前倒しというのは、僕にしてみれば納得できないこと、非常に他市町に対しては無礼な言葉だと思いますね。

そこでお聞きしたいんですけど、もう平成33年度からは償却という形で、いろんな計画があつて、我々議会にも行政のほうから来て説明等を受けております。そういう形であと4年後に、平成33年度からの施工ということで、もう計画しておりますので、前倒しというのはあり得ないのではないですかね、どうですか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） これも前提条件が、全ての市町がプラスになるんだたらという前提があります。恐らく我々のところからいけば、伊賀市にある民間の処理会社だと思うんですが、そこへ運ぶということになります。そうすると処理料を、ただにしてもらえないと、恐らく採算が合わないだろうというふう

に思ってます、伊賀市長の提案というのは、なかなか難しいのかなというふうに思ってます。全てがメリットがあるということについては、恐らく難しいのかなというふうに思ってます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 伊賀市さんの提案というのは受け入れられることではないし、またできないと思いますね、今の計画からいきますと。もう既に環境アセスに入っているような状況で、平成33年度のオープンを目掛けてやっていますし、これを2年間でも1年でもやるということは不可能だと思います。それならそれでいいけど、じゃあ2年間で終わりましたよと、あとの2年間どうするんだということになってきますと、それどころじゃない、1万1,000円どころじゃない、もっと膨大なアップになりますから、これに関しては東員町としてみれば1万4千いくらかというのは高いけれども、目的どおりの平成33年、焼却設備の方向という形で方針は変えないでいただきたいということを強くお願いしますが、どうでしょうか。

○議長（山本 陽一郎君） 町長。

○町長（水谷 俊郎君） 恐らくその方向でいくと思います。まず99%、伊賀市の提案は無理だというふうに思ってます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 最後の6番目ですが、これは先ほどの同僚議員からの質問で、概算で2,600万円ということが提示されました。1人当たりトン当たり2,900円になるということで、これも非常に大きな金額でございますが、先ほどの町長の答弁からいくと、この1万4,145円というのは避けられない数値とお聞きしましたので、あとはそれこそこの4年間、ごみの減量をいかにするか、これしかないと思います。

だから行政としてみれば、金は金として、これを10円でも20円でも下げるには、まだまだごみ減量というのは住民に伝わっておりません。これは行政としてこれから頑張っていただきたい。それしか手がないんですよ。でないと住民も高い高いでなくして、そういうものに協力して初めてこれでもか、それでも上げるんかとなってくるなら別ですけども、まだまだごみ減量に関する、私も含めて、町民にはその意識がまだ欠如しているのではないか。この辺をいかに行政として町民に知らせるか、これが大きな課題だろうと思います。それに対しては生活福祉部長、どういうふうにお考えですか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

やはりごみ減量につきましては、全ての町民の皆さまからご協力をいただきまして、本町といたしましては生ごみの堆肥化の推進とか、生ごみを出さない取り組み、

生ごみの水切りの徹底とか、そういったことについて強く周知していきたいということ、なおかつこれは皆さまがご協力をいただかない限り達成できないものというふうに認識しておりますので、あらゆる機会を通じて周知活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 1番目はこれで終わりとさせていただきますけど、今度の平成26年度の決算を見ますと、ごみコンポですか、あれなんかもほとんど使ってないですね。予算の半分以下しか使ってない。ということは先ほども言いましたように、ごみの減量に関する認識はかなり減っていると思いますもので、行政のほうから、もうちょっと町民に対して減量を図るように、コマース的なことの行動をとっていただきたいということを強くお願いして、2つ目の質問に入っていきます。

太陽光発電でございますが、太陽光発電に関しては、ほとんど行政とかいうのは関係ないのですが、ちょっと気になる点が4点ほどございましたもので、あえて太陽光発電についての質問をさせていただきます。

最近、東員町地内において、太陽光パネルの設置が多く見受けられます。東員町との関連についての質問をさせていただきますが、まず1つ目に関しては、東員町には住宅用と産業用の設置数は何カ所あるかということでございます。

2つ目に、産業用と思われる太陽光発電が東員町においては既設3カ所、工事中3カ所、これは私が調べた範囲で正確かどうかわかりませんが、その6カ所あると認識しております。その系統連携及び東員町の関連はあるのかということをも2つ目に質問します。

3つ目に関しては、これがやっぱり我々の一番問題とするところでございますが、この太陽光発電の設置場所に関して、税金等の課税なんかはどうなっているかということの質問でございます。

4つ目でございますが、先の台風10号、東員町ではございませんが、九州のほうでございますが、パネルの飛散事故があつて民家を壊したとかいう事故がありました。東員町においても発電に関しては関係ないとはいえ、安全面に関しては今後留意しなくてはならないことだと思っておりますが、そういうものに関してのこの4点について、答弁のほどをよろしく願います。

○議長（山本 陽一郎君） 松下生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 太陽光発電についてのご質問にお答えをさせていただきます。

太陽光発電につきましては、1970年代当初に起こりましたオイルショックがきっかけとなり、石油に依存したエネルギーからの脱却と省エネ意識により太陽光

発電に目が向けられ、1990年代には地球環境問題に対する対策として強い関心が寄せられました。

国におきましては、平成6年から個人住宅への太陽光発電設備の導入への補助金制度が開始されたことによりまして、一般家庭への普及が始まりました。

平成21年度からは余剰電力買取制度が始まり、急激な勢いで設置件数も伸びてまいりました。また、平成23年3月に発生した福島原発事故により、原子力発電の停止による電力不足から、国民意識も太陽光発電設備導入の機運を後押しし、翌年7月から固定価格買取制度が始まり、メガソーラーなど、住宅用以外の太陽光発電システムの普及も急速に進んでまいりました。

1点目の東員町内の住宅用及び公共・産業用の設置数につきましては、設置にかかる申請等の手続きが本町に提出されないことから、中部電力にお聞きいたしましたところ、問い合わせましたところ、平成27年3月末現在の契約件数は、個人住宅を含めて757件、そのうち産業用として16件を把握しております。全ての最大電力は1万100キロワット、受給電力量は841万2,000キロワットアワーとなっております。

次に2点目の産業用の太陽光発電施設についての本町との関連でございますが、いずれの施設におきましても民間事業者による設置でございますので、建築確認申請等の申請がないことから、本町の関連としてはございません。

3点目につきましては、太陽光の設置場所と税金との関連につきまして、お答えさせていただきます。

太陽光発電施設が設置された土地と、太陽光発電設備の償却資産の固定資産税及び電力の売却収入による町民税の3点が対象となります。設置箇所につきましては現地を確認し、原則、雑種地として評価いたして課税しております。また、償却資産、収益に対する町民税は申告により課税しております。

最後に台風等による被害防止のための安全対策につきましては、本町への申請手続きが不要なことから、安全対策についての指導等を行うことができないのが現状ではありますが、強風によるパネルの飛散事故などが予測されますことから、地域住民の皆さんが安心して生活できるよう、電気事業者等の関連機関に働きかけてまいりたいと考えております。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 4点の質問に対して1つずつ質問させていただきますが、1点目の住宅用と産業用ということで、全体で757件のうち産業用16件とありますが、私が2番目に書いた6件とかなりかけ離れているんですけども、16件というのは何キロワット以上、それから家庭が何キロワット以下ですかね、それをまず答弁してください。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） お答えさせていただきます。

一般家庭用と産業用の分類でございますが、その辺につきましましては私ども調べた結果によりますと、一般用としましては、50キロワット未満を一般家庭用というふうに考えておりました、それ以上を産業用という形となっているということで把握してございます。また16件につきましましては、税の固定資産に償却資産として対象とされておるものをカウントさせていただいております、全総数で中部電力にお聞きした数値といたしまして、757件ということと把握してございます。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 今、部長の答弁の中に全体で841万キロワットあると言われました。これは全部合わせてですか、それとも産業用だけですか。それが1つです。

それともう1つは、841万キロ、これ産業用だったら戸数にしたら何戸ぐらいの対応ができるんですかね。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） まずお答えさせていただきます。

契約件数を中部電力にお聞きさせていただいた件数が757件ということと、受給電力全て、要は757件の受給電力量が総数で841万2,000キロワットアワーということになってございまして、それぞれ産業用が何キロワットとか、そこまでは把握してございません。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 太陽光発電に関しては行政と関係ないから、データ的に集めるのは苦勞されたと思いますが、あくまでも中部電力の報告でございませぬもので、それはいた仕方ないというふうには思います。

それからやはり我々が一番気になるのは、3番目の設置場所、私が確認したところ大きなものは6カ所なんです、産業用は16カ所ということでございまして、場所は別として、税金に関連して、先ほど答弁の中にほとんどが雑種地というふうなことでやっておられます。これも当然固定資産税ですよ。固定資産税でも、税金の中に3つありますよね。何と何と何だったっけ。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 固定資産税につきましましては、土地、家屋、償却資産という3点の固定資産税が分類されております。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） ど忘れしてました。資産のほうでいくと、当然これは構造物扱いになるわけですよ。建物じゃなくて、構造物ですよ。だから資

産の税金にかかってくると思うんですけど、高さ的に2メートルだったら資産じゃなくて住宅扱いになるんですか。高さというのは制限があるんですか。大体一律全部一緒なんですけどね。というのは太陽を受ける熱で、ああいう角度になったかどうか知りませんが、それは別として、高さ的なものがあると、今言うように構造物ではなくして住宅とかいう建物の扱いになるのではないかと思うんですよ。高さ制限というのはありますか。

○議長（山本 陽一郎君） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（松下 文丈君） 固定資産税の課税内容につきましては、私のほうから存じ上げない部分もございまして、申しわけないんですが、恐らく例えば太陽光発電システムで、4メートルを超えるものについては建築制限に一部かかるとか、そういったことはございますけれども、現時点、電気事業法の関連法によりますと、建築基準法に該当しないということとなつてございまして、本町について高さ云々ということまでは、ちょっと把握していないということでございます。以上です。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） もう既に施工中と既に稼働しているところがありますよね。それはもう1年も2年もたっているところがあるんですけど、そういうところに対する税金がどのくらい入ったか、課税の金額ですか、財政のほうでわからないかな。その辺、お答え願いたいと思います。

○議長（山本 陽一郎君） 伊藤総務部参事。

○総務部参事（伊藤 通数君） それでは今、税金のことについてお答えさせていただきます。

まず土地につきましては、こういう太陽光パネルを置かれる場所につきましては、基本的には雑種地として評価をさせていただいております。今回16カ所ありますけれども、ほとんど、もともと雑種地のほうに置かれてますので、これによって増額になったというところは少ないんですけども、ただ3件、農地に置かれたところがございます。鳥取と穴太地区等でございますけれども、そこで農地から雑種地に上げました増分としましては、そんなに大したことはないんですけど24万8,592円、土地につきましては25万円ほどの増額になっております。

あと償却でございますけれども、この施設、16事業所等の償却の総額としましては約7億9,000万円、約8億円近くの資産がありまして、これに対しまして1.4%の固定資産税をかけさせていただきますので、1,100万円ほどの税金をかけさせていただいております。これは固定資産税ですね。

あと収益でございますけれども、これにつきまして事業の収益といいますか、個々に電力をこれだけ売りましたという申告がございせんものですから、トータルの収入を上げて、その税額に対して法人税をかけておりますので、申しわけございま

せんけども、売電したことよっての税額というのは不明でございますので。でも明らかにその分は増えておるのは間違いないと思います。

以上でございます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 今、税務課長言ったのにちょっとあれですけども、税金には普通と特別とありますよね。普通そうなんですけど、こういう太陽光発電に関しては、申請する税金というのがあるじゃないですか。それに対応するんだったら把握できるんじゃないですか。どうですかね。

○議長（山本 陽一郎君） 伊藤参事。

○総務部参事（伊藤 通数君） そうですね、申請によって償却資産等はございます。それと所得税、収入に対しての申告もございますので、一般的な個人がされる確定申告ですと、これについていくらと収入の明細が出るんですけども、法人税の申告につきましては、まず一旦国にいくらという申告をされまして、税額に対して法人税を確定しますものですから、申告には国に納めた税額が申告されまして、東員町にはいくら納めますよというふうな仕組みになっておりますので、細かい数字については個々に尋ねないと不明ということでございます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） となると、これは交付金扱いになるわけですか。今言ったように国に一旦やって、それからこちらに来るとなると、税交付になるんじゃないですかね。それは違いますか。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部参事。

○総務部参事（伊藤 通数君） それは違います。交付ではありません。直接町へ納めていただきます。税として、法人町民税として、税金を直接東員町のほうへ納めてもらいます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） ということは町税、直接ということですね。

最後の質問になりますが、先ほど言いましたように、高さによって違うと思うんですよ。私は1.5と聞いたんですけど、どう見ても1.5以上あるんですよ。その辺、行政のほうで高さはいくらだから税金の対象になりません、要するに構造物か建物かという判断を下せられますか、今。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部参事。

○総務部参事（伊藤 通数君） 税のほうの意識としましては、機具・機械、そういう構造物としてといますか、建物という認識で評価はしておりませんので、これにつきましては高さがどうであれ、太陽パネル自体はまず機具でありますし、建物につきましても、下に倉庫が設置されれば別ですけども、そういうようなもの

も今現在ございませんし、農地ができるようなところも1カ所ありますし、農地の上に建てられた建築物としての扱いでは、税としては判断はしておりません。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） ということは機械機具という形での課税対象というふうにとつたらいいわけですね。そうすると個人でもそうなんですけど、例えば農業をやっている方でも、耕運機とか何とかいうものは機械機具で申請しますよね。申請する義務があるじゃないですか。こういう場合は関係ないといいながらも、町に機械機具の施設としての申請義務はないんですか。

○議長（山本 陽一郎君） 総務部参事。

○総務部参事（伊藤 通数君） 個人というところでよろしいでしょうかね。企業は間違いなく、個人でもあります。今回2件ほど個人で申告していただいております。ただ、一般家庭につきましては、いまや屋根材としての一体型の発電施設でございますので、これは屋根との兼用でありますので、固定資産税として課させていただきます。

○議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

○10番（藤田 興一君） 取れるものはしっかり取っていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。